

熊本県土地改良事業団体連合会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年5月10日～平成29年5月9日までの2年間

2. 内 容

目標1：育児・介護休業法改正に伴う本会の育児休業給付などの諸制度、妊娠中や出産後の女性の健康の確保について周知する。

<対策>

- ・全職員が確認出来る電子掲示板に貼付し周知する。
- ・電子メールでの送信及び所属長を通じて全職員に周知する。

目標2：子供が生まれる際の父親の休暇の取得を促進する。

<対策>

育児休業に関する規定の周知を図る。特に育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件について、所属長を通じ全職員に周知する。

目標3：小学校入学前までの子を持つ労働者に対し看護休暇について周知する。

<対策>

看護休業に関する規定の周知を図る。特に看護休業中における待遇及び看護休業後の労働条件について、以下のとおり全職員に周知する。

- ・全職員が確認出来る電子掲示板に貼付し周知する。
- ・電子メールでの送信及び所属長を通じて全職員に周知する。